

令和 5 年 第 4 回 定例会

請 願 調 査 一 覧 表

文 教 警 察 委 員 会

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果
5 年 第 8 号	5 . 1 2 . 6	<p>笠松運動公園スケートリンクの運営に関する請願</p> <p>笠松運動公園は、茨城県都市公園条例の規定により県が設置し、指定管理者による管理を行っている都市公園である。現在、県が設置しているスケートリンクは、笠松運動公園内の1か所のみであるが、屋内水泳プール兼アイススケート場として整備されており、アイスホッケー等の競技者が練習を行える時間が限られる（水曜日等を除く9月21日から3月31日までの午前9時から午後9時まで※成年に於いては24時まで）ため、国民体育大会冬季大会等において、良い結果を残すことができていない。</p> <p>このような状況の中、茨城県アイスホッケー連盟としては、ジュニア世代の競技者の普及拡大・強化が急務であると考えているが、これらに多大な費用が掛かることから、希望する練習時間の確保が困難となっている。</p> <p>よって、笠松運動公園スケートリンクの運営に関し、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 県は、土曜日、日曜日及び祝日の午前7時から午前9時まで冬季競技の練習を行えるよう措置すること。</p> <p>2 県は、閉場日である水曜日においても、午後6時から午後10時まで冬季競技の練習を行えるよう措置すること。</p> <p>3 県は、冬季競技の各団体の大会及びイベントの貸し切りの調整の後に、スポーツ少年団（ジュニアチーム）に対するスケートリンクの貸し切りを優先的に行うこと。</p> <p>4 県は、スケートリンクで練習等を行う冬季競技の各団体に加盟している競技者に対するシーズンパスポート制度（9月21日から3月31日までの一般開放時間において、競技者に負担のかからない年間利用料金を設</p>	茨城県アイスホッケー連盟 会長 堀口 卓司郎	海 野 透 白 田 信 夫 鈴 木 将 衛 葉 梨 衛	<p>1 県は、土曜日、日曜日及び祝日の午前7時から午前9時までの冬季競技の練習を行えるよう措置すること。</p> <p>2 県は、閉場日である水曜日においても、午後6時から午後10時まで冬季競技の練習を行えるよう措置すること。</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>茨城県都市公園条例第7条第1項別表第1により、笠松運動公園は有料公園施設とされており、同条例の施行に関し必要な事項定めた茨城県都市公園管理規則第13条第2項により各施設の供用及び供用時間が定められている。</p> <p><スケートリンク></p> <p>供用日：9月21日から翌年の3月31日までの期間（水曜日（国民の祝日に当たるときは、その翌日）並びに1月1日及び12月31日を除く。）の毎日</p> <p>供用時間：午前9時から午後9時まで</p> <p>(2) 現在の状況</p> <p>茨城県都市公園管理規則第13条第2項は、教育委員会の事務補助する職員に補助執行させる事務とされており、競技力の向上を図るため、現在は次のようにスケートリンクの供用時間を変更している。</p> <p>供用日：9月21日から翌年の3月31日までの期間（水曜日（国民の祝日に当たるときは、その翌日）並びに1月1日及び12月31日を除く）の毎日</p> <p>供用時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前9時から午後5時45分まで ... 一般貸出（団体予約貸出等を含む） ・午後6時から午後10時まで ... 団体予約貸出 うち平日は、各競技団体 （アイスホッケー：320分/週、スピードスケート：255分/週、フィギュアスケート：255分/週）の育成事業として貸出 ・午後10時から午前0時まで ... アイスホッケー競技団体に貸出 <p>3 県は、冬季競技の各団体の大会及びイベントの貸し切りの調整の後に、スポーツ少年団（ジュニアチーム）に対するスケートリンクの貸し切りを優先的に行うこと。</p>

		<p>定し、スケートリンクを自由に利用できるもの)を設けること。</p>			<p>(1) これまで(令和4年度まで)の予約調整状況 予約調整は、まず公式大会及び主催イベントの日程を決定後に、広く利用希望を募り、公平公正に予約を受け入れた。</p> <p>(2) 令和5年度の予約調整状況 アイスホッケー連盟の要望を受け、冬季競技の振興・ジュニア世代の育成という観点から、アイスホッケー少年団及びフィギュア・スピードスケート少年団に対し、大会及びイベントの日程調整後、一般予約募集の前に優先的に希望を聴取する機会を設け、調整にあたっている。</p> <p>4 県は、スケートリンクで練習等を行う冬季競技の各団体に加盟している競技者に対するシーズンパスポート制度(9月21日から3月31日までの一般開放時間において、競技者に負担のかからない年間利用料金を設定し、スケートリンクを自由に利用できるもの)を設けること。</p> <p>(1) 制度の概要 利用料金は、茨城県都市公園条例第15条の8第2項別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が定めることとしている。</p> <p>(2) 現在の状況 茨城県都市公園管理規則第8条に規定する減免事由がある場合を除き、茨城県都市公園条例第15条の8第2項別表第3に掲げる額の範囲上限額(1回1人につき大人1,250円、中高生950円、小学生以下630円)を徴収している。</p> <p>【参考】パスポート発行状況事例 ・茨城県立歴史館(指定管理者:(公財)茨城県教育財団)</p> <table border="1" data-bbox="1433 1053 2069 1197"> <tr> <td>年間パスポート</td> <td>一般</td> <td>1,050円</td> <td>大学生</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入館料</td> <td>特別展</td> <td>一般</td> <td>大学生</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>企画展</td> <td></td> <td></td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> <td>80円</td> </tr> </table>	年間パスポート	一般	1,050円	大学生	520円	入館料	特別展	一般	大学生	320円	企画展			180円	上記以外			80円
年間パスポート	一般	1,050円	大学生	520円																			
入館料	特別展	一般	大学生	320円																			
	企画展			180円																			
	上記以外			80円																			

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果
5 年 第 9 号	5 . 1 2 . 6	<p>県立高校の部活動における茨城県内の施設使用料の補助に関する請願</p> <p>私たちの子供たちが所属する県立高校の部活動では、全国大会出場を目標に校庭の土のグラウンドをサッカー部、野球部、女子ソフトボール部が互いに譲りあいながら毎日の練習に励んでいる。勉強はもちろんであるが、部活動は学校生活を豊かにするだけでなく、個人の成長や将来の可能性を広げる機会でもある。部活動に捧げる熱い心を持つことは、高校生活で自己成長や仲間との絆を深めるために欠かせない。</p> <p>活動時間は、平日2時間、休日4時間、週12時間が設けられており合理的でかつ効率的、効果的な練習を先生たちが創意工夫しながら指導に取り組んでいる。しかし、サッカー部は公式戦が芝もしくは人工芝の会場となり、普段の土のグラウンドでは試合に備えることが難しいのが現状である。放課後や週末は可能な限り、実戦に備えるため近隣の設備の整った施設を利用している。そのため、施設を利用する頻度が多くなり施設使用料が増加している。</p> <p>私たち父母の会は「十分な練習をしてほしい」という親の願いから会費などの家計負担を増やして努力してきた。しかし、最近の物価上昇や少子化、私学への進学も増加し、部員の確保も厳しさを増しており、一人当たりの負担が膨らむ一方である。金銭的負担が増え続けることで、経済的な事情のある生徒が、今後、部活動に参加できなくなる恐れが想定されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、私たち父母の会は子供たちの十分な施設での練習を確保するため、そして全国大会出場の目標を応援したい思いから、下記事項を請願する</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 県立高校の部活動における茨城県内の施設使用料を補助すること。</p>	水戸商業サッカー部父母の会 大和田 郁子	海野 透 川津 隆 木本信太郎	<p>1. 県立高校の部活動における茨城県内の施設使用料を補助すること。</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>① 費用の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校の部活動に対する費用補助の制度はない。 ・部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものと学習指導要領に示されているように、その活動に係る費用については自己負担である。 ・なお、県からは、県内高校生の運動部活動をまとめている高体連に対し、補助金を支出しており、高体連において関東及び全国高校総体に出場する学校の部活動に対し、交通費を補助している。 <p>② 県有施設の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生が利用する場合、利用料を減免（1/2）している。貸出基準では公式試合、練習試合のみの利用となっている。 <p>(2) 水戸商業高校サッカー部の状況</p> <p>① 活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部員数が109名と多いことから、試合機会を確保するため、4チームに分け活動し、リーグ戦や強化練習会等に参加している。 ・学校のグラウンドは、硬式野球部やソフトボール部と共用のため活動が制限されている。 ・公式戦やリーグ戦は、芝のグラウンドで開催するため、競技力向上と怪我の防止を目的に、練習等でも同じ環境での活動を求めて学校以外の芝のグラウンドで行っている。 <p><参考>大会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高体連主催の公式戦は年間4回行われる。 ・私立やクラブを含めた県内トップの10チームは、県1部リーグ（U18）に参加し、総当たりで年間18試合に出場。県立では、水戸商業、鹿島、古河一、牛久栄進が所属。 ・部員数の多い水戸商業は、他の部員が県3部リーグ（U18）として年間9試合を行う。 ・そのほかにも、年齢別大会として、U17チームが年間10試合、U16チームは、年間9試合に参加している。

					<p>② 費用負担状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動に係る費用は父母会が集金・管理しており、部活動費として、6,000円/月（72,000円/年）を集金している ・遠征等のバス代は、1回につき2,000円/人を集金している。 ・その他、ジャージや防寒着、リュックサックを部活動で揃えるため、父母会が取りまとめて個人負担で購入している。 ・近隣にある県堀原運動公園を使用することが多く、545円/hで減免適用により使用している。 ・硬式野球部も、堀原運動公園野球場を、765円/hで減免適用により使用している。 <p><参考>施設使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸ツインフィールド（水戸市所有） 12,000円/4時間（水戸市内料金）18,000円/4時間（水戸市外料金） ・IFAフットボールセンター（県サッカー協会所有） 14,000円/4時間（県内料金）21,000円/4時間（県外料金） ・ひたちなか地区多目的広場（ひたちなか市サッカー協会所有）10,000円/試合 <p><参考>県立高校の芝生整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島高等学校 ・波崎柳川高等学校 <p>※2校とも周年事業の寄付により整備</p>
--	--	--	--	--	---

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果
5 年 第 1 2 号	5 . 1 2 . 6	<p>教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願</p> <p>子どもたち一人ひとりに確かな学力をつけ、豊かな人間関係を育むためには、何よりもゆとりある学習環境として「少人数学級」が求められている。</p> <p>コロナ禍を契機に、子どもの安心な生活環境、安全な学習環境としての「少人数学級」の有効性を経験して、「30人以下の少人数学級」の実現が教育の最優先の課題であるという認識が広まり、世論になっている。</p> <p>このような情勢を背景に、文科省は、40年間続けてきた「40人学級」を改め、「2021年度から5年かけて小学6年までを35人学級にする」こととした。これは一歩前進ではあるが、国際的な水準からほど遠く、国民の期待からもかけ離れている。</p> <p>茨城県は「茨城方式」によって35人学級を中学3年まで拡大しているが、この機会に35人学級の高等学校までの早期実現を国に求めるとともに、県独自の「30人以下学級」を目指す施策もすすめてほしい。</p> <p>社会に広がる経済格差が、子どもの生活や学習に大きな影響をあたえ、子どもの進路を狭めている。県立高校の統廃合や学級削減ではなく、過疎地域の高校や定員割れの高校、定時制高校に対して、先行して少人数学級を実現してほしい。</p> <p>特別支援学校については、保護者や教職員等による「過大・過密」「教室不足」解消を求める長年の運動によって、2021年9月に文科省が設置基準を制定した。茨城においては2022年5月時点、県立特別支援学校11校で91の普通教室が不足している。「教育環境を改善する」との制定趣旨を尊重して、既存の特別支援学校にも設置基準を適用するなど、普通教室不足および過大・過密を早期に解消してほしい。</p>	<p>民主教育をすすめる茨城県民会議 代表 岡野 一男 外1,649名</p>	江 尻 加 那	<p>1. 教員を増やすとともに、学校運営費を増額してほしい。</p> <p>(1) 制度の概要等（教職員定数）</p> <p>① 義務教育諸学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）に基づき、児童生徒数や学級数等に応じて算定。 ・ 第7次教職員定数改善計画（H13～H17）により、少人数指への支援、教頭複数配置の拡充のほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の定数改善。 ・ H29義務標準法改正により、H29～R8の10年間で、通級指導外国人児童生徒等指導及び初任者研修指導に関する加配定数の基礎定数化。 ・ R3義務標準法改正により、R3～R7の5年間で、小学2年生から6年生までの学級編制の標準を40人から35人に変更 <p>② 高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（高校標準法）に基づき、収容定員や課程数等に基づき算定。 ・ 第6次公立高等学校教職員定数改善計画（H13～H17）により、習熟度別授業や中高一貫校、総合学科、単位制など多様な高校教育の展開に対応する加配を措置。（H13～H17） <p>(2) 最近の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 義務教育諸学校については、新学習指導要領の施行に伴い、より一層の授業の工夫・改善が必要であり、教職員に求められる資質・能力の向上を図りながら、教職員の負担を軽減する体制を構築することが重要であることから、小学校に引き続き、中学校においても、学級編制の標準を35人以下に引き下げることや、理科教育の推進、英語教育の早期化・高度化への対応、問題行動や不登校への対応などのため、加配定数の充実等について、国に対して要望を行っている。 ・ 高等学校については、情報科や技術の高度化がもたらす社会環境の変化が著しく、学校教育においても、子供たちの資質・能力を一層確実に育成し、これらの変化に柔軟に対応するため、特に、学校全体の情報教育を統括・推進する教員の加配を含めた教員定数の拡充や専攻科の教職員定数の高校標準法による措置、産業教育充実のための学校外の優れた講師配置のための財政支援など、全国都道府県教育委員会連合会を通じ、国に対し要望を行っている。

	<p>次の社会を担う子どもたちのために、教育予算の大幅な増額をお願いする。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員を増やすとともに、学校運営費を増額してほしい。 2 小学校、中学校、高等学校の30人以下学級を早期に実現してほしい。 3 教育的な観点、地域の意見を尊重し、小学校、中学校、高等学校の統廃合をやめてほしい。 4 県立高校学習者用端末の公費負担をはじめとする教育費の父母負担軽減、ならびに、私学助成増額のために、教育予算を増やしてほしい。 5 定時制高校の教育条件（教員の加配、学校運営費の増額）を充実してほしい。 6 特別支援学校の過大・過密と普通教室不足を解消するために、既存校にも設置基準を適用するとともに、学校新設をすすめてほしい。 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校の運営に係る予算措置については、県財政が厳しい状況ではあるが、必要な予算額の確保に努めている。 <p>2. 小学校、中学校、高等学校の30人以下学級を早期に実現してほしい。</p> <p>(1) 制度の概要等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学級編制に係る国の標準：1学級40人（小学1～4年生は35人） <ul style="list-style-type: none"> ア 公立義務教育諸学校については、都道府県において国の標準を下回る基準を設定することが可能。（平成13年度～） <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法） イ 公立高等学校については、やむを得ない事情がある場合及び特に必要があると認める場合においてはこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律（高校標準法） ② 小・中学校の学級編制の弾力化に係る制度改正等 <ul style="list-style-type: none"> 【平成23年度～】小学1年生の学級編制の標準を40人から35人に引下げ 【平成24年度～】小学2年生の全ての学級で35人以下学級が実現できるよう加配措置 【令和3年度～】小学2年生の学級編制の標準を35人に引下げ。以後、学年進行で引下げられ、令和7年度に小学6年生が35人に引下げ <p>(2) 本県の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 少人数教育充実プラン推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 楽しく学ぶ学級づくり事業（平成14年度～） <ul style="list-style-type: none"> 対象：小学校全学年 <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学1～4年生 国の基準により全学級35人学級 ○ 小学5・6年生（平成26年度～） <ul style="list-style-type: none"> ・ 35人超3学級以上…学級増・担任教員1名配置 ・ 35人超1・2学級…学級毎に非常勤講師1名配置 イ 中学校生活充実支援事業（平成22年度～） <ul style="list-style-type: none"> 対象：中学校全学年（平成30年度～）（中1 H22～、中2 H29～） <ul style="list-style-type: none"> ・ 35人超3学級以上…学級増・担任教員1名＋非常勤講師1名配置 ・ 35人超1・2学級…学級毎に非常勤講師1名配置 ② 高等学校では、音楽科、美術科及びメディア芸術科（30人定員）を除き、全校・全学科で40人定員としている。
--	--	--	--	--

				<p>(3) 最近の動き</p> <p>① 中央要望 令和5年6月に、文部科学省に中学校の学級編制の標準を35人以下に引き下げる新たな定数改善計画の策定等を要望</p> <p>② 令和6年度予算概算要求(文部科学省) 小学校における高学年の教科担任制の強化や35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育を実現するとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数の改善を図る。</p> <p>○ 教職員定数の改善</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 小学校における35人学級の推進</td> <td>3,171人</td> </tr> <tr> <td>・ 通級、日本語指導等の基礎定数化</td> <td>439人</td> </tr> <tr> <td>・ 小学校高学年における教科担任制の推進</td> <td>1,900人</td> </tr> <tr> <td>・ 複雑化・困難化する教育課題への対応</td> <td>400人</td> </tr> <tr> <td>・ 教職員定数の自然減</td> <td>△7,776人</td> </tr> </table> <p>3. 教育的な観点、地域の意見を尊重し、小学校、中学校、高等学校の統廃合をやめてほしい。</p> <p>(1) 制度の概要等</p> <p>① 公立小・中学校の適正規模【指針】(H20.4県教委)</p> <p>ア 理由 近年、急激な少子化の進行に伴い、本県においては学校の小規模化や複式学級が増加していることから、県として、よりよい教育環境や人間関係の構築の面などから、望ましい学校の目指すべき姿を示した。</p> <p>イ 小・中学校の適正規模の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校：12学級以上 ・ 中学校：9学級以上 <p>ウ 適正配置に際して留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者等と一体となって新たな学校での教育について十分な議論を行うこと。 <p>(参考) 学校規模の現状(R5.5.1現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校：11学級以下 255校/456校 (55.9%) ・ 中学校：8学級以下 95校/216校 (44.0%) <p>② 県立高等学校の適正規模 地域ごとに中卒者の減少の度合いに差があることや、県立高校のおかれている状況が地域によって大きく異なることを踏まえ、県内全ての地域に一律で適用する適正規模の基準は設けない。</p> <p>※ 県立高等学校改革プラン基本プラン(H31.2策定)</p>	・ 小学校における35人学級の推進	3,171人	・ 通級、日本語指導等の基礎定数化	439人	・ 小学校高学年における教科担任制の推進	1,900人	・ 複雑化・困難化する教育課題への対応	400人	・ 教職員定数の自然減	△7,776人
・ 小学校における35人学級の推進	3,171人													
・ 通級、日本語指導等の基礎定数化	439人													
・ 小学校高学年における教科担任制の推進	1,900人													
・ 複雑化・困難化する教育課題への対応	400人													
・ 教職員定数の自然減	△7,776人													

(参考) 本県の中学校卒業生数

H元年 3月 : 49,441人 H30年 3月 : 27,454人

R6年 3月 : 25,295人 (推計)

(2) 本県の状況

① 指針策定後 (H21年度以降) の小中学校の統合実績

H21年度 : 1市 小学校3校 → 1校

H22年度 : 2市町 小学校10校 → 5校

H23年度 : 3市町 小学校10校 → 4校 中学校2校 → 1校

H24年度 : 7市町 小学校19校 → 8校 中学校4校 → 2校

H25年度 : 6市町 小学校12校 → 5校 中学校5校 → 2校

H26年度 : 9市町 小学校17校 → 6校 中学校6校 → 3校

H27年度 : 8市町 小学校17校 → 6校 中学校8校 → 4校

H28年度 : 10市町 小学校27校 → 9校

小学校2校・中学校2校 → 義務教育学校2校

H29年度 : 5市町 小学校6校 → 3校 中学校4校 → 2校

小学校1校・中学校1校 → 義務教育学校1校

H30年度 : 8市町 小学校8校 → 4校 中学校2校 → 1校

小学校15校・中学校5校 → 義務教育学校4校

H31年度 : 4市町 小学校11校 → 3校 中学校2校 → 1校

R2年度 : 3市 小学校6校 → 3校

小学校1校・中学校1校 → 義務教育学校1校

R3年度 : 6市 小学校7校 → 3校 中学校2校 → 1校

小学校6校・中学校3校 → 義務教育学校2校

R4年度 : 6市 小学校10校 → 3校 中学校2校 → 1校

小学校8校・中学校3校 → 義務教育学校3校

R5年度 : 4市町 小学校7校 → 3校 中学校2校 → 1校

② 県立高等学校再編整備計画による高等学校の統合実績

ア 第1次前期実施計画による統合新校 (4校)

H16年度 : 大子清流

H17年度 : 江戸崎総合

H18年度 : 高萩清松、常陸大宮

イ 第1次後期実施計画による統合新校 (7校)

H19年度 : 石岡一

H20年度 : 磯原郷英、岩井

H21年度 : 那珂湊、石下紫峰、境

H22年度 : 常陸大宮

ウ 第2次前期・中期実施計画による統合新校 (0校)

エ 第2次後期実施計画による統合新校 (3校)

H30年度 : 鉾田第二

					<p>H31年度：太田西山 R2年度：坂東清風</p> <p>(3) 最近の動き</p> <p>① 小中学校の適正配置計画 県内44市町村のうち、37市町村において、適正規模化に向けた検討がなされている。 このうち29市町村では、適正配置に向けた計画等を策定している。</p> <p>② 県立高等学校改革プラン ア 県立高等学校改革プラン基本プラン（H31.2策定） 茨城県高等学校審議会からの答申（H30.12）を受け、2020年度から2026年度を期間として、学校・学科の在り方や学校の適正規模・適正配置などの基本的な方向性を示す計画を策定 イ 実施プラン 県立高等学校改革プラン基本プランに基づき、I期第1部、I期第2部、II期の3回に分け策定する予定 ・I期第1部（H31.2策定、期間：R2～R4） ・I期第2部（R2.8策定、期間：R3～R5） ・II期（策定時期未定、期間：R6～R8）</p> <p>4. 県立高校学習者用端末の公費負担をはじめとする教育費の父母負担軽減、ならびに、私学助成増額のために、教育予算を増やしてほしい。</p> <p>① 県立高校学習者用端末について 一定の所得以下の世帯の生徒に対して、公費で整備した端末を無償で貸与することや端末購入費の一部を補助することにより、負担軽減に努めている。 ・端末貸与：R5県立学校等の貸与件数：2,026件（約4%） ・端末購入費一部補助：R5県立学校等の補助件数：471件（約3%）</p> <p>② 授業料等について 一定の所得以下の世帯の生徒に対して、生徒の授業料を無償化する「公立高等学校等就学支援金事業」や、授業料以外の教育費について、給付金を支給する「公立高等学校等奨学給付金事業」を実施することにより、負担軽減に努めている。 ・公立高等学校等就学支援金：R4県立学校等の受給者数：43,175人（約84%） ・公立高等学校等奨学給付金：R4県立学校等の受給者数：5,751人（約11%） また、県立高等学校等の保護者負担軽減対策事業を実施している。</p> <p>③ 私学助成について 私立学校については、父母負担の軽減、教育条件の維持向上、経営の</p>
--	--	--	--	--	--

健全性の確保を目的とした経常費補助を行うことにより、私学助成の充実に努めている。

5. 定時制高校の教育条件（教員の加配、学校運営費の増額）を充実してほしい。

（1）制度の概要・設置目的

高等学校の定時制は、学校教育法の制定時（昭和23年）から設けられている制度であり、創設の趣旨は中学校を卒業して勤務に従事するなど様々な理由で全日制の高等学校に進学できない青少年に対して高校教育を受ける機会を与えるもの。

（2）本県の設置状況

① R5年度定時制課程募集校（現在13校25学級、うち夜間設置は10校10学級）

ア 普通科（夜間）

5校5学級

イ 普通科（多部制）〔フレックススクール〕

5校16学級（うち夜間設置は4校4学級）

ウ 総合学科（夜間）

1校1学級

エ 農業科（昼間）

1校1学級

オ 情報科（多部制）

1校2学級

② 定時制課程の志願倍率・定員の充足状況

R5入学者選抜の志願倍率は0.51、定員充足率は49.6%

③ 入学者の状況

労青少年に加え、生涯学習の一環として学ぶ社会人、全日制課程の退学者、中学校における不登校経験者等、様々な学習歴や生活歴をもつ生徒が入学。

④ 募集学級数の推移

区分	H20	H24	H30	R3	R4	R5
募集学級数	18	20	23	23	23	25
うち夜間部	8	6	6	6	6	6
うち多部制	9	13	16	16	16	18

※ 夜間部は多部制を除く。

※ 内数のうち水戸農業昼間部1は除いている。

				<p>(3) 再編整備の実施状況</p> <p>① 定時制の再編整備の方向性 通信制課程との役割分担や、地域の実情、生徒・保護者のニーズなどを勘案し、その在り方について慎重に検討する。 ※ 県立高等学校改革プラン基本プラン（H31.2策定）</p> <p>② 多部制定時制課程単位制高校（フレックススクール）の特色 ア 多部制：午前・午後等の時間帯の選択が可、他の部の講座も選択でき3年での卒業も可 イ 単位制：多彩な科目群から選び自分の時間割を作成、習熟度別少人数指導 ウ 相談体制：心理学専攻の大学院生「キャンパスエイド」やカウンセリングコーディネーター（教諭）等の配置</p> <p>③ フレックススクールへの改編 H3年度：水戸南を単位制に移行 昼間2、夜間1 H17年度：鹿島灘の全日制3学級を改編 午前1、午後1、夜間1 （鉾田第一の定時制募集停止（夜間1）） H20年度：結城第二の全日制3学級を改編 午前1、午後1、夜間1 （下館第一の定時制募集停止（夜間1）） H24年度：莒崎の全日制3学級を改編 午前2、午後1、夜間1 （水海道第一の定時制募集停止（夜間1）） H30年度：高萩の全日制3学級を改編 午前2、午後1 ※ H17からキャンパスエイド（メンタルフレンドとなる心理学専攻の大学院・大学生）を配置</p> <p>④ 総合学科（定時制）への改編 H24年度：日立工業定時制の機械科を改編 ※ 日立第一の定時制普通科の募集停止に伴うもの</p> <p>⑤ IT科（定時制）への改編 R5年度：友部の全日制2学級をIT未来へ改編 昼間（A1、B1）</p> <p>(4) 定時制高等学校への教員配置 6校（高萩、水戸南、IT未来、鹿島灘、莒崎、結城第二）とも単位制高等学校への加配措置により、高校標準法上の定数を上回って配置している。</p>
--	--	--	--	---

(5) 定時制高等学校への予算措置

定時制高等学校の運営に係る予算措置については、県財政が厳しい状況ではあるが、必要な予算額の確保に努めている。

6. 特別支援学校の過大・過密と普通教室不足を解消するために、既存校にも設置基準を適用するとともに、学校新設をすすめてください。

(1) 現状等

① 教室不足の解消

少子化が進む一方、特別支援学校の児童生徒数は増加しており、複数の学校で普通教室の不足が生じている。

こうした状況の中、令和2年に策定した「いばとくプラン」に基づき、校舎増築や通学区域を見直すなど、特別支援学校の教室不足解消のために環境整備を推進している。

(参考1) 児童生徒数及び不足教室数の推移(10年間)

(各年5月1日時点)

年度	H26	R5	R5-H26
児童生徒数	3,745人	4,337人	592人
不足教室数	160室 (14校)	89室 (11校)	▲71室 (-校)

※()内：不足教室がある学校数(全23校)

(参考2) いばとくプランの対応状況

学校名	対応内容
水戸飯富	通学区域の一部を内原特支へ変更(R4.4~)
内原	高等部を設置(R4.4~) 高等部棟を増築・供用開始(R4.4~)15室 友部特支の通学区域の一部を内原特支へ変更(R4.4~)
鹿島	校舎増築・供用開始(R4.4~)13室
つくば	校舎増築・供用開始(R5.4~)16室

② 特別支援学校設置基準(令和3年9月公布)

- ・ 特別支援学校を設置するのに必要な最低基準を地域の実態等に応じた対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定したものであり、1学級の児童生徒数や学級編制、障害種や児童生徒数に応じた校舎や運動場の面積、校舎に備えるべき施設などを示した文部科学省令。

					<ul style="list-style-type: none"> 設置基準（施設及び設備等の規定）については、附則の規定により、設置基準施行（令和5年4月1日）以前に設置されている特別支援学校は、当分の間設置基準によらないことができることとされている。 <p>(2) 今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 不足教室の解消については、令和4年度に策定した不足教室解消のための校舎増築等の計画を進め、県立特別支援学校の教育環境の改善に取り組む。 <p>(参考3) 令和4年度策定校舎増築等計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協和</td> <td>校舎増築・供用開始予定（R7.4～）</td> </tr> <tr> <td>結城</td> <td>校舎増築・供用開始予定（R7.4～）</td> </tr> <tr> <td>土浦</td> <td>通学区域の一部を石岡特支へ変更予定（R7.4～）</td> </tr> <tr> <td>石岡</td> <td>校舎増築・供用開始予定（R7.4～）</td> </tr> <tr> <td>境</td> <td>校舎増築・供用開始予定（R8.4～）</td> </tr> <tr> <td>伊奈</td> <td>校舎増築・供用開始予定（R8.4～）</td> </tr> <tr> <td>美浦</td> <td>校舎増築・供用開始予定（R8.4～）</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	対応内容	協和	校舎増築・供用開始予定（R7.4～）	結城	校舎増築・供用開始予定（R7.4～）	土浦	通学区域の一部を石岡特支へ変更予定（R7.4～）	石岡	校舎増築・供用開始予定（R7.4～）	境	校舎増築・供用開始予定（R8.4～）	伊奈	校舎増築・供用開始予定（R8.4～）	美浦	校舎増築・供用開始予定（R8.4～）
学校名	対応内容																				
協和	校舎増築・供用開始予定（R7.4～）																				
結城	校舎増築・供用開始予定（R7.4～）																				
土浦	通学区域の一部を石岡特支へ変更予定（R7.4～）																				
石岡	校舎増築・供用開始予定（R7.4～）																				
境	校舎増築・供用開始予定（R8.4～）																				
伊奈	校舎増築・供用開始予定（R8.4～）																				
美浦	校舎増築・供用開始予定（R8.4～）																				